

南九州市営墓地の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 17 日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市規則第 42 号

南九州市営墓地の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

南九州市営墓地の設置及び管理に関する条例施行規則（平成25年南九州市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式及び第 3 号様式から第 5 号様式までの様式中

「 氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。 」を

「 氏名 」に改める。

第 7 号様式中

「 氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。 」を

「 氏名 」に、

「 住 所 南九州市知覧町郡6204番地

氏 名 南九州市営墓地管理者

⑦ 」を

「 住 所 南九州市知覧町郡17327番地

氏 名 南九州市営墓地管理者 」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。